令 和 7年 11 月 11 日 練 馬 区 環 境 部 み ど り 推 進 課

令和8年度練馬みどりの葉っぴい基金広報業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「令和8年度練馬みどりの葉っぴい基金広報業務委託」についての最適な事業者の選定を、プロポーザル方式(価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行う方式)で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和8年度練馬みどりの葉っぴい基金広報業務委託
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - ※ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長3年(更新2回)の随意契約を行うことがある。
- (3)業務内容 仕様書(別紙1)による
- (4) 概算経費 1,994,530円(税込)
 - ※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
 - ※ 本件については、令和8年第一回練馬区議会定例会において令和8年度予算 が成立し、配当されたときに効力を生ずるものとする。

3 練馬みどりの葉っぴい基金概要

練馬みどりの葉っぴい基金は、練馬区みどりを育む基金条例により平成16年に設置され、令和元年12月に区民等により練馬のみどりに関心をもってもらい、かつ、寄付件数を増やす仕組みへとリニューアルした。その他詳細は公式ホームページ(https://www.happykikin.com/)を参照。

4 参加資格および欠格条項

4-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 過去5年以内において、自治体や企業等との広報業務の実績を有すること。

4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項 において準用する場合を含む。)の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日 練総経発第394号)による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号) による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税(地方法人特別税を含む。)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者。

5 選定方法

5-1 日程(予定)

募集要領等の公表	令和7年11月11日(火)~12月11日(木)午後5時まで
参加申込期間、質問受付期間	令和7年11月11日(火)~11月21日(金)午後5時まで
質問回答日	令和7年12月1日(月)
提案書受付期間	令和7年12月2日(火)~12月11日(木)午後5時まで
辞退届提出期限	令和7年12月11日(木)午後5時まで
一次審査結果通知	令和7年12月18日(木)
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年12月26日(金)
二次審査結果通知	令和8年1月15日(木)予定

5-2 募集要領等の公表

練馬区ホームページにて、募集要領等を掲載(様式等のダウンロード可)する。

- (1) 公表期間 令和7年11月11日(火)午前9時~12月11日(木)午後5時
- (2) 掲載箇所 トップページ>事業者向け>事業者向け情報>お知らせ一覧(事業者向け)

5-3 参加申込方法

参加を希望するものは、参加申込書(様式1)を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 申込期限 令和7年11月21日(金) 午後5時まで
- (3) 提出 先 練馬区環境部みどり推進課協働係 電子メール: MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp
- (4)提出書類 参加申込書(様式1) 1部

5-4 質問回答

募集に関する質問は質問票(任意様式)に内容を簡潔に記入の上、下記のとおり行うこと。

- (1) 質問方法 件名・事業者名・担当者名・電話番号を記載の上、電子メールで送付すること。
- (2) 質問期限 令和7年11月21日(金) 午後5時まで ※参加申込のない者からの質問および期間外の質問は受け付けない。
- (3) 担当部課 練馬区環境部みどり推進課協働係

電子メール: MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答方法 質問があった場合、令和7年12月1日(月)までに参加申込者全員に質問者の 情報を伏せて電子メールで回答する。

5-5 辞退

参加申込後の辞退については、辞退届(様式 2)をもって令和 7 年12月11日(木)午後 5 時までに届け出ること。提出先は 5-3(3)のとおり。

5-6 提案書類の提出

参加を希望する者は、下記のとおり提案書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年12月2日(火)~12月11日(木)の午前9時から午後5時まで (土日曜を除く)
- (2) 提出方法 持参 (郵送は不可とする。)
- (3) 提出場所 練馬区役所本庁舎18階 練馬区環境部みどり推進課協働係
- (4) 提出書類 下表のとおり

		原本	
	提出書類	もしくは	写し
		正本	
1	企画提案書	1 部	9 部
	※様式自由、A4(A3半折り可、両面印刷可)、10~15頁程		
	度、項目ごとにインデックスを付けること。		
	【記載項目】		
	①業務にあたっての基本的な考え方:業務実施にあたっての全		
	般的な考え方、方針等について記載すること。		
	②委託内容への対応:本件仕様書に定める委託内容への対応、		
	特に取材記事およびショート動画の内容、ホームページ閲覧		
	数・X(エックス)・インスタグラムフォロワー数を増やす工夫、		
	寄付へつなげる工夫などに関する独自提案を記載すること。		
	③業務実施体制:従事予定者の経歴、類似業務経験の有無、人		
	員配置 (業務における専任制の有無)、年間スケジュール		

	④その他:地域貢献、社会貢献、環境配慮、区民雇用の促進、		
	区内事業者の活用に対する考え方。		
2	受託実績	1 部	9部
	① 過去5年間における自治体や企業等との広報業務の契約実		
	績(様式3 受託実績申告書)		
	※ 上記契約に基づき作成した動画で提出可能な動画がある		
	場合は、データを収録したCD-RまたはDVD-Rを1枚提出して		
	ください(閲覧可能なURL等がある場合は、業務内容欄にそ		
	のURL等を記載していただく形でも可)。		
	また、写真や冊子など、業務の内容がわかる資料がある		
	場合も、可能な範囲で提出してください。		
	② 従事予定者および従事予定者がこれまでに担当した業務実		
	績(様式4 従事予定者一覧表)		
3	会社概要(任意様式)	1 部	9部
	(資本金・売上高・従業員数・経営年数・会社組織図を含む。)		
4	見積書(練馬区長宛、日付・押印あり、内訳を含む)	1 部	9部
5	直近の決算に係る財務諸表	1 部	_
6	財務情報(様式5 財務情報等シート)	1 部	
7	納税証明書(その3の3)	1 部	
	(法人税と消費税および地方消費税の未納税額が無いことの		
	証明)※決算期に応じた直近の事業年度に係るもの		
8	法人事業税納税証明書	1 部	
	※決算期に応じた直近の事業年度に係るもの		
9	登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類	1部	_
	※該当するもののみ		

(5) 注意事項

- ① 提出媒体は紙のみとする (様式3におけるCD-R等による動画提出を除く。)。
- ② 原本もしくは正本で構成された1セットと各資料の写しで構成された9セットを左綴じのA4判サイズとすること。また、綴じる順番は上記表の降順とする。
- ③ 受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

5-8 一次審査

参加資格を満たす者について、選考書類および提出物に基づき審査を行う。合計点の高い順に 上位3者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和7年12月18日(木)に電子メールおよび書面 により通知する。

5-9 二次審査

一次審査を通過した者について、二次審査を令和7年12月26日(金)に行う。企画提案の内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から受託候補者を選定する。

選考時間は1者あたり40分程度(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度)とする。 スクリーンおよびプロジェクターの使用を希望する際は事前に申し出ること。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、2名以内とする。 審査結果は令和8年1月15日(木)に電子メールおよび書面により通知する。

5-10 評価項目

評価項目については下表のとおり。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・	・事業効率の状況
継続性	・資金力の有無
	・借入金の返済能力の有無
	・経営の安全性
業務実績	・自治体や企業等との広報業務の実績
区民雇用の促進・	・区民雇用の促進
区内事業者の活用	・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調
	達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・	・事業効率の状況
継続性	・資金力の有無
	・借入金の返済能力の有無
	・経営の安全性
業務実績	・自治体や企業等との広報業務の実績
実施体制	・業務執行体制
	・要員配置の妥当性
	・スケジュールの妥当性
受託への意欲・	・具体的で独創的な提案の有無
熱意	
提案内容	・委託目的との整合性
	・業務内容の理解度

	・提案内容の的確性
	・提案内容の具体性
担当者評価	・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーショ	・説明、受け答えの的確性、説得力
ン・ヒアリング	
見積価格	・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・	・区民雇用の促進
区内事業者の活用	・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調
	達
区内事業者である	・区内に本店を有する
その他	・地域貢献、社会貢献、環境配慮

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定し、正式な仕様書を作成する。 受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受ける などにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者 を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報(提出書類を含む。)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙2)に基づき取り扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽 の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の 国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じ た一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

(9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問合せ先・担当

練馬区環境部みどり推進課協働係

住所 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

担当 野末·髙橋·村松

電話 03-5984-2418 FAX: 03-5984-1227

電子メール MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp